

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 国民健康保険税は、病気、けが等の不均一で偶発的な保険事故に対する保険給付に充てられるという性格から、受益に対する負担も当然考慮されなければならないと、このような見地から、応能原則と応益原則の二本立てで算定する方式がとられているものであります。

したがって、過度に応能負担に偏向した負担割合は、国民健康保険税の性格から見て適当ではないと考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 国民健康保険税は、病気、けが等の不均一で偶発的な保険事故に対する保険給付に充てられるという性格から、受益に対する負担も当然考慮されなければならないと考えております。また、所得に応じた軽減措置も実施していることから、現時点で検討する考えはございません。子どもの国保税均等割軽減の制度化につきましては、機会を捉えて国に要望してまいりたいと考えております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 国民健康保険事業の財源は、原則として一般会計からの繰入金によることなく、国保税や法定負担の公費によって賄われるものであると考えております。

したがって、法定繰入分は別といたしまして、本来、国保税として賦課徴収すべき費用の一部に、一般会計からの繰入金を財源として充てることは望ましくないと考えております。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】 低所得者の国保税負担の軽減を図るため、申告により、前年の所得が一定金額以下の国保加入者世帯につきましては、均等割額の減額を行っております。減額の割合は 7 割・5 割・2 割とし、軽減判定所得の引上げを行い、対象世帯の拡大を行っております。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】 地方税法及び熊谷市国民健康保険税条例に基づき、災害等により納税者が資力を無くし、担税力が著しく低下した場合などに、他の納税者との負担の均衡を考慮しながら、申請により対応しております。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】 一部負担金の減免につきましては、本市では熊谷市国民健康保険条例施行規則第 5 条において具体的に定められており、「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」(厚生労働省通知)に示された適用条件を踏まえ対応するとともに、診療状況・生活状況を聴取した上で、総合的に判断し、制度適用の可否を決定するよう努めております。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 申請書につきましては、熊谷市国民健康保険条例施行規則第 6 条において定められております。

なお、制度の利用につきましては、毎年 7 月及び年度途中の新規加入手続の際に、世帯に一部ずつ、制度周知用のパンフレット「熊谷市の国保」を配付しており、その中で、国保の仕組みや給付基準の説明、健康診断等の御案内とともに、一部負担金の減免制度につきましても掲載しております。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】 納期限内に納付していただいていない方に対しましては、納税相談を始め、生活状況等を把握した上で分割納付をしていただくなど、きめ細かな対応をしております。なお、生活状況等を確認した際、生活に困窮されていると推察された場合は、生活保護制度の担当部署である生活福祉課への相談を御案内しております。

② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】 滞納処分につきましては、個々の生活状況や経済状況に応じて、きめ細かな対応に努めており、法律で禁止されている生活を脅かすような差押えは実施していません。また、納税相談や財産調査の結果、納税資力がないと判断した場合は、生活状

況を勘案し、分割納付や執行停止をするなどの対応を行っております。なお、納税資力があるにもかかわらず、滞納を続ける方に対しては、税負担の公平性の観点から、法律にのっとった差押えを実施しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】 国保税の未納が生じている世帯主につきましては、他の納税者との負担の均衡を考慮し、短期被保険者証を交付しており、郵送にて交付を行っております。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】 国保税の未納が生じている世帯につきましては、あらかじめ納税相談を行っていただくよう通知を送付しておりますが、短期被保険者証の交付につきましては、窓口留置ではなく郵送にて交付を行っております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 資格証明書は、加入者間の国保税負担の公平化を図る目的で交付が義務化されておりますが、交付に際しては、個別に訪問調査を行い、生活実態の把握に努め、機械的な交付とならないように慎重に対応しております。なお、現在は交付世帯はございません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】 熊谷市の国保運営協議会委員につきましては、被保険者代表委員の5人の枠の中で委員の公募を実施しております。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】 国保運営協議会委員につきましては、被保険者代表委員を委嘱しており、被保険者の意見が反映できる運営を行っております。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 特定健診の受診料につきましては、平成20年度の健診開始以降、本人負担はございません。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】 実施期間につきましては、毎年6月から翌年の3月末までとしております。また健診項目につきましては、基本健診項目（血圧・血中脂質・肝機能・血糖・尿検査等）に加えて、平成23年度からは、貧血・心電図・腎機能検査を追加して、健診の充実を図っております。また、詳細な健診の項目として、医師が必要と判断した場合に眼底検査を実施しております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】 保健師の増員につきましては、現時点で予定はございません。成人保健を担う保健センターと母子保健を担う母子健康センターを集約することにより、効率的な保健師活動を推進します。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 個人情報の保護につきましては、受注者である熊谷市医師会との契約において、特定健診を実施する医療機関等に健診記録の漏えいを防止するとともに、守秘義務を課すなど関係法令を遵守すること、また「医療・介護における個人情報の取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省）及び熊谷市個人情報保護条例等に基づき対策を講じ遵守することとしております。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 資格証明書は現在発行しておりません。短期保険証につきましては、事前に納付相談を行い状況確認の上、交付しております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 埼玉県後期高齢者医療広域連合では、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を作成し、フレイル対策、生活習慣病の重症化予防を重点項目としており、熊谷市とも連携を図り事業に取り組んでおります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 特定健診、ガン検診、歯科検診につきましては、無料で受診していただいております。また、人間ドック、脳ドックにつきましては料金を3万円まで助成しております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】 地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおり推移しております。

地域支援事業の予算が予想を超えることは想定しておりません。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】 A型・B型といった類型にはとらわれず、希望すれば誰でも参加が可能な一般介護予防として、運動機能や口腔機能^{こうくう}の向上・栄養状態の改善といった内容を盛り込んだ仕様を示し、社会福祉法人等に委託をして実施しております。また、A型・B型につきましては、サービスの担い手の要請は特に行っておりませんが、住民主体の介護予防の普及を図り、この中で、中心的に活動していただく介護予防ボランティアの養成講座を実施しております。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】 総合事業におきましては、現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないように検討してまいります。

(2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】 介護従事者の処遇の改善は、今後ますます増大する介護サービスのニーズに対応するため必要であると認識しており、国の動向を注視してまいります。なお、訪問介護員が提供したサービスの従来額を保障する独自制度は、現時点で予定はございません。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 当市は、ふとん乾燥サービス事業、ひとり暮らし高齢者等のあんしんコール事業、配食サービス事業等といった生活支援サービスの提供を在宅支援の重点施策としております。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 認知症の方やその家族の方には、大きな支えとなりえる認知症カフェに対する支援を行っております。この集いの場を増やす取組は、認知症の方を介護する御家族等の息抜きや情報交換に効果を発揮し、参加者から好評を頂いております。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】 定期巡回につきましては、24 時間対応のサービスであるため、看護師等職員の確保が難しいのではないかと考えられます。そのためには、看護職員等職員の処遇改善が国の制度として必要と考えられます。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 介護人材の確保と資質の向上は、今後ますます増大する介護サービスのニーズに対応するため、極めて重要であると認識しております。介護労働者の処遇改善や人材確保のための制度充実につきましては、国、県の動向を踏まえて、保険者である大里広域市町村圏組合と連携し対応してまいります。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】 介護職種の技能実習制度につきましては、国、県の動向を注視するとともに、当市における介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況の把握に努めてまいります。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】 介護労働現場におけるハラスメントにつきましては、国、県の動向を注視してまいります。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスの新規増設は介護保険料への影響、入所待機者の状況等を考慮しながら検討してまいります。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 施設入所に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由に施設利用できないことは、必要な支援を受けられないことにもつながることから、国・県の動向を踏まえて、大里広域市町村圏組合と連携し検討してまいります。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 特別養護老人ホームの新規入所につきましては、原則は要介護度3以上の方が対象ですが、様々な理由で特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所を認められる場合があり、その際には市に意見を求めるよう指導しております。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】 保険者機能強化推進交付金の金額は当市、深谷市及び寄居町で構成する大里広域市町村圏組合全体で38,778千円であり、介護保険料の不足分に充当しました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】 2019年度の見込額と用途につきましては、現時点で確定しておりません。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 保険者である大里広域市町村圏組合と連携し適正に対応してまいります。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 一般会計からの繰入は、法令に規定する負担割合に基づき行っております。なお、令和元年度は10月の消費税率引上げに合わせ、低所得者の介護保険料軽減強化を目的とした保険料の引下げを行います。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかのように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 保険料の減免につきましては、震災、風水害等による災害等による減免等を行っております。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 滞納処分につきましては、個々の生活状況や経済状況に応じて、きめ細かな対応に努めており、窓口、電話での納付相談及び分割納付などの対応を随時行っております。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 第7期介護保険事業計画から国の基本指針において、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組の目標を記載するように明記されました。

介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業ともにおおむね計画どおり進捗しております。

また、本市においては被保険者数、給付総額ともに増加しております。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】 国、県の動向を踏まえて、構成市町と連携し対応してまいります。また、住民税非課税世帯の方で、課税年金収入や所得が一定額以下の方には、在宅サービスの利用料の一部を本市が負担する制度があります。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。

い。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 平成30年度の熊谷市内の地域包括支援センターへの相談件数は92件です。

深刻な相談の場合は、高齢者虐待防止法の趣旨に基づき、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認を行うこととされています。

虐待防止には家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策が有効です。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】 第5期熊谷市障害福祉計画では、令和2年度末までに地域生活支援拠点を整備する計画となっております。現在、地域生活支援拠点を1つのシステムと捉え、地域に点在している様々な施設を活用し、基幹相談支援センターを中心に、連携を図り面的な整備を進めてまいります。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】 現在の市の財政状況を勘案し、基幹相談支援センターと連携を図り、地域にある資源を活用した面的な整備を考えております。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】 現在の市の財政状況を勘案しますと、新たに拠点となる入所施設を整備するのは困難であるため、地域内にある入所施設等が連携できる体制の整備を進めてまいります。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 大里地域自立支援協議会に設けられている生活部会、就労部会、相談支援部会の3つの専門部会を活用し、事業を進めてまいります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH 併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】 グループホームへの入所希望者につきましては、生活圈や就労先などを考慮する必要がありますので、計画相談支援専門員と連携し、その都度状況を把握して対応しております。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】 県や関係機関と連携しグループホーム等の整備を推進してまいります。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 老障介護は現代の高齢社会の重要な課題であると認識しております。緊急時の対応につきましては、老障介護に限定されたものではありませんので、地域生活支援拠点を面的に整備する中で、体制を整えてまいります。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 所得制限、年齢制限及び一部負担金につきましては、県の制度に合わせて行っており、現在の財政状況を勘案しますと困難です。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 現物給付につきましては、本市では医療機関と連携し、「一月の保健診療一部負担金が21,000円未満の65歳未満の方」が市内の医療機関を利用した場合は、現物給付となっておりますが、現物給付の広域化までは考えておりません。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 重度心身障害者医療費の支給は、精神障害者手帳2級以上の方のうち、65歳以上で後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合は対象としておりますが、全ての精神障害者2級までの対象者拡大は、現在の財政状況を勘案しますと困難です。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】 当市では、障害児（者）生活サポート事業を実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 年間の利用時間を150時間としておりますが、現在の財政状況を勘案しますと、時間の拡大は困難です。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 成人障害者につきましては、所得制限を設けず、利用者負担が1/3になるように利用料金の補助を実施しております。現在の財政状況を勘案しますと、市が単独で負担することによる負担軽減は困難です。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 機会を捉えて、県に補助増額や低所得者も利用できるよう要望してまいります。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 当市では、本補助事業の対象者を在宅の1級・2級の身体障害者手帳の所持者、及び、㊤・Aの療育手帳の所持者を対象としており、現状3障害共通の対象者の拡大は、現在の財政状況を勘案しますと困難です。福祉タクシー制度は、介助者の付き添いも含めて利用できる制度となっており、また、自動車燃料費給付事業は、20歳未満の身体障害者手帳所持者の介護者と療育手帳所持者の介護者も対象としております。なお、所得制限につきましては現在導入の予定はありません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 地域間格差の是正につきましては、埼玉県福祉タクシー運営協議会等で協議しており、補助金につきましては、機会を捉えて県に要望してまいります。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】 要支援者の範囲につきましては、当市地域防災計画に定められておりますが、要支援者の要件に「家族がいない場合」はありません。また、要介護認定者、障害者、高齢者に関する要件を満たさない場合でも、「その他、災害時の支援が必要と認められる者」との要件があり、登録を希望する方が該当するかどうかを個別に判断することとなります。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 福祉避難所に関しましては、現在市内で32施設と協定の締結をしております。福祉避難所への受入れに関しましては、指定避難所において要援護者の状態や介護などの状況を考慮した上で福祉避難所への避難対象候補者を決定します。この人数と福祉避難所ごとの受入れ可能人数を調整して、最終的な受入れを決定いたします。

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 原則として、救援物資は、避難所等を配布場所として、在宅避難者も含めて配布する予定となっております。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 災害発生時の名簿情報の利用及び提供につきましては、個人情報保護の観点から、要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があると認められる場合に、避難支援等の実施に必要な限度で、要支援者本人の同意がなくても可能となります。こうした制度の趣旨を踏まえた対応を検討してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 国の調査における「待機児童数」ではありませんが、4月時点での入所未定者数(希望したのに入所できない児童)は、171人です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 弾力化による受け入れ児童の増員数は、0歳児で2人、1・2歳児で71人、3～5歳児で143人です。なお、それぞれの保育所において、弾力化による受け入れ増となる年齢児がある一方、定員を割り込んでいる年齢児もおります。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 保育所の整備につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき進めてまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 施設整備や運営費の財源といたしましては、国・県の補助金を引き続き活用いたします。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合においても、施設整備に関しては「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、その財源につきましても国・県の補助金を引き続き活用いたします。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 当市では市費単独の補助として、職員の期末手当補助を行っております。今年度、増額を行いました。

また、平成30年度も人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に準じた単価改定による処遇改善を実施したほか、国の処遇改善策として、全職員へ月額約4.3千円、技能・経験により月額5千円から4万円の処遇改善を実施しました。令和元年度もこれらの施策を実施し、保育士の確保に努めてまいります。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 3歳児以降の給食食材料費（副食費）は、これまでは保護者が支払う保育料に含まれていたものであり、このことから「無償化」の実施以後、給食食材料費（副食費）のみが実費徴収となりますが、これは負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体には変わりはありません。

なお、給食食材料費（副食費）の実費徴収についての負担軽減策といたしましては、徴収免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯の子ども及び所得階層にかかわらず、多子の算定基準における第3子以降の子どもとする。）し、対応する予定です。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保

育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育施策におきましては、子ども・子育て支援制度のもと、必要な支援を実施いたします。

また、指導監査につきましては、県と連携しながら実施してまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 保育所の統廃合につきましては、公共施設アセットマネジメントにおいて検討してまいります。また、育児休業中の上の子の保育の支援につきましては、育児休業中の1年間に限り継続して保育を実施しております。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 学童保育を行う児童クラブにつきましては、待機児童の状況や今後の入室希望人数見込み、学校の余裕教室の有無に加えて、民間施設の利用状況等を総合的に勘案し、優先度の高い地域から整備を進めております。また、大規模クラブにつきましても、分離・分割を進めており、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」を望ましい基準として、適切な保育の実施を目指して、整備を進めてまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 放課後児童支援員につきましては、「子ども・子育て支援交付金」及び「埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金」における「放課後児童支援員処遇改善事業」及び「キャリアアップ処遇改善事業」を活用し、その処遇改善に努めているところです。

また、民営学童保育のみを対象としている県単独の施設・補助につきましても対象としております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正につきましては、国の動向を注視してまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】 当市では平成29年1月から、こども医療費の無料化を18歳年度末まで拡大しており、今後も継続予定となっております。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】 国や県に対して、こども医療費の助成を開始・拡大するよう、要請を行っております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】 当市で使用している「生活保護のしおり」につきましては、他の自治体でも使用している一般的なものとなっております、①～⑤については明記されています。⑥の基準額等については明記されておりませんが、世帯状況によって変化するため、個々の相談業務の中で説明すべき事項と考えております。なお、「生活保護のしおり」につきましてはカウンター上などに置いてはおりませんが、相談者の求めに応じ遅滞なく手渡しており、内容も多岐にわたるため、必要に応じ丁寧な説明を加えるよう努めております。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】 制度の御案内につきましては、専用の「しおり」を用いて正しい理解が得られるよう具体的かつ丁寧に説明するよう努めております。そして、生活福祉課窓口にお越しになれない方につきましては、状況により相談者の御自宅や入院先の病院に担当職員が訪れ、生活保護制度の説明を行っております。今後とも各部署や関係機関との連携に努め、制度への理解、生活困窮者の情報把握を図ってまいりたいと考えております。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】 本市では、生活保護制度の説明後、担当職員から申請の意思を確認し、相談者が申請意思を示した場合には、直ちに申請書を交付し、申請手続を助言の上、申請書を受理しております。

また毎年、県による生活保護法施行事務監査を受けており、その際、県からも“水際”を行わないようにとの助言はございますが、本市が水際作戦と疑われる対応を行っているとの指摘は受けておりません。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 本市の決定通知書等は、生活保護法施行細則準則において定められた書式を、多くの自治体で利用している生活保護システムから出力し通知しております。複雑な扶助費算定方法を通知に明記することは準則等において求められていないため、本市のみ独自の書式に変えることは考えておりません。今後とも、保護利用者の求めに応じ、個別に扶助費算定方法の説明をしてまいりたいと考えております。

4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】 ケースワーカーの配置状況につきましては、平成24年4月に2名、平成25年4月に1名、平成26年4月に2名、平成27年4月に2名増員し、以降22名体制となっております。今後も保護の動向を注視しながら、適正な保護の実施のための体制整備に努めます。また、日頃から県主催の専門研修への参加や所内研修等の実施並びに日々のOJTにより、ケースワーカーの資質向上を図ってまいります。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】 平成31年度から修学旅行準備金のみとなっておりますが、支給漏れのないよう担当ケースワーカーが家庭訪問等で個別に説明の上、申請書を徴しております。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】 生活保護世帯におきましては、平成30年7月1日から冷房器具購入費に対する扶助制度が創設されました。電気代につきましては生活扶助基準額に算定されているものであり、助成制度の創設を要請する予定はありません。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】 生活困窮者自立支援制度の実施に際しては、これまで以上に各部署の連携に努めてまいります。また、当市は同制度の中核である自立相談支援事業を直営で実施しており、担当部署も生活保護と同じであることから、相談をお受けする中で、生活保護の対象となる方は生活保護の相談につないでおります。